

ID: 1558

担当部署: 産業観光課

処分の概要	措置命令		
法令名 根拠条項	農地法 第44条第1項		
法令番号	昭和27年法律第229号		
<p>【基準】</p> <p>法第44条第1項の規定による。 (措置命令)</p> <p>第44条 市町村長は、第32条の規定による通知又は公告に係る遊休農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆たい積その他政令で定める事由により、当該遊休農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該遊休農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下この条において「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日